

令和3年9月27日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

新型コロナウイルス感染症
対策に関する要望書
(第7回)

盛岡市議会災害対策会議
盛岡市議会議長 竹 田 浩 久

1 情報提供・情報共有

- (1) 新型コロナウイルス感染症への罹患やワクチン接種に関わる差別的言動について、人権配慮の啓発に関する情報発信を強化すること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響による生活相談について、土日や夜間に対応できる窓口の設置及び電話相談の拡充を進めること。
- (3) 高齢者施設等で職員や利用者にPCR検査の陽性者が確認された場合の対応について、各施設に周知すること。特に、サービスの停止や継続、再開に関する基準等を知らせること。

2 感染症対策・医療体制強化

- (1) 妊婦や受験生、障がい者などに対するワクチンの優先接種について、医療機関等や施設との連携強化や対象者への確実な周知などにより、早急を実施すること。
- (2) 福祉施設職員に対するワクチンの優先接種の対象を、障がい福祉サービス施設、事業所等の職員に拡大すること。
- (3) 重症心身障がい児（者）や医療的ケア児（者）など在宅介護が必要な方の家族に対し、ワクチンの優先接種枠を設けること。また、優先接種実施に当たっては対象者が希望する日時について配慮すること。

- (4) ワクチン接種の予約キャンセルが出た場合には、接種を希望する保育士や教職員をはじめとするエッセンシャルワーカーへ優先して行うこと。
- (5) ワクチン接種について、日中に働く市民のために夜間枠の予約などを検討すること。
- (6) ワクチンの安定供給と正確な情報の提供を国に求めること。
- (7) 経口投与可能な治療薬や国内産ワクチンの開発及び確保、アストラゼネカ製ワクチンの活用検討などに向け、国や県と連携し取り組むこと。
- (8) 検体採取を行う医療機関の増設を図るため、関係団体に対し一層の協力を要請すること。
- (9) PCR検査センターで何度でも無料で検査を受けられるようにすること。また、検査センターの増設を図ること。
- (10) 家庭内感染、職場内感染の拡大を最小限にするため、同居家族のPCR検査を速やかに行う体制を整えること。
- (11) 市民が有料のPCR検査を受けた場合の補助金の交付を検討すること。
- (12) 医療従事者の確保を検討するとともに、高齢者のデイサービス施設への看護師の配置を再考すること。
- (13) 高齢者、障がい者、子育てなどの福祉施設が、マスクや消毒液の購入など感染防止のために恒常的に支出する費用について、上乘せ助成を実施すること。

- (14) 高齢者施設や保育施設の職員に新型コロナウイルスの感染が確認され、運営に当たり人員不足となった場合、市が支援を行うこと。
- (15) 国に対し、「原則自宅療養」の方針の撤回と、症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供することを原則とするよう求めること。

3 経済・雇用対策

- (1) 経済的な影響が拡大している市内農畜産物の消費拡大に向け、キャンペーンを実施するなどの対策を急ぐこと。
- (2) コロナ禍の影響により過剰在庫となった米について、国が買い取ることで市場から切り離し需給環境を改善するよう、国に強く働きかけること。
- (3) 農協への出荷米の検査料等に対する補助について、令和2年度と同様に実施すること。また、さらなる支援策を検討すること。
- (4) 市内飲食店の時短営業により影響を受けた、運輸業やタクシー業、運転代行業、納入業者への支援を行うこと。
- (5) コロナ禍を契機としたサプライチェーンが国内回帰に向かう中、新たな生産拠点の確保や多角化につながる取り組みを行う企業に対する支援を拡充すること。

- (6) 購読料や定期配達などただちに売り上げには影響しなかった業種について、令和2年度と比較し収入が減少した企業や団体への支援策を講じること。
- (7) 「つなぎでつなぐ盛岡さんさ踊り」は、後継者の育成や伝統芸能の継承の役割を果たしていることから、令和4年度以降も事業が継続できるよう支援を行うこと。
- (8) 融資による支援を継続するとともに、返済期間の延長などの金融支援を強化すること。
- (9) 令和2年度に引き続き、プレミアム付商品券等の実施を検討すること。

4 市民支援

- (1) 過剰在庫状態にある米を、コロナ禍で苦境に陥っている市民や学生、子ども食堂などに大規模に供給する体制を創設するよう国に求めるとともに、市も学校給食や病院給食などを含め消費拡大に取り組むこと。

5 子ども・子育て支援

- (1) 学童保育クラブを自主的に欠席する児童が増えているが、年度途中の登録児童数の変更に伴う委託料の減額を行わないこと。

- (2) 放課後等デイサービスのキャンセル増加により、事業者の経営が圧迫されていることから対策を講じること。
- (3) 学童保育クラブや児童センターに対し、消毒や清掃などの負担増に対応するため、職員の増員などの対策を講じること。
- (4) コロナ禍において、結婚・出産祝い金、仮称「お祝いエール便」等の創設を検討すること。

6 教育支援

- (1) 休校措置下でも学びを継続するため、オンライン学習環境を早急に整備すること。
- (2) オンライン授業の実施に向け具体的に準備を行い、開始可能時期を明らかにすること。
- (3) 学校教育施設や保育施設の感染防止対策を強化し、安全・安心な教育環境の構築に努めること。
- (4) 児童生徒の感染が拡大していることから、分散登校、登校の見合わせ、オンライン授業など柔軟に対応できるよう検討すること。登校を見合わせる場合は、家庭環境に応じて児童生徒が学校で学習できるような対応を徹底すること。
- (5) 自主的な休校に対する市教育委員会の考え方を広く保護者に周知すること。

- (6) 学校の部活動について、生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないよう学校と家庭に周知徹底すること。また、児童生徒の健康・安全を最優先に対策を徹底すること。
- (7) 感染力の強いデルタ株の感染を防ぐために、学校における不織布マスクの着用を徹底すること。